電気料金メニュー約款
（ＴＥＲＡＳＥＬでんき）

超ＴＥＲＡＳＥＬ再エネプラン

伊藤忠エネクスグループ
株式会社エネクスライフサービス

目次

第１条　適用 1
第２条　定義 1
第３条　料金メニュー約款の変更 1
第４条　契約種別 1
1.　超ＴＥＲＡＳＥＬ（北海道再エネ B、東北再エネ B、東京再エネ B、中部再エネ B、 1
北陸再エネ B、九州再エネ B） 1
⑴　適用条件 1
⑵　供給電気方式、供給電圧および周波数 1
⑶　契約電流 1
⑷　電気料金 2
2.　超ＴＥＲＡＳＥＬ（北海道再エネ B、東北再エネ B、東京再エネ B、中部再エネ B、北陸再
エネ B、九州再エネ B） 2
⑴　適用条件 2
⑵　供給電気方式、供給電圧および周波数 2
⑶　契約容量 2
⑷　電気料金 3
3.　超ＴＥＲＡＳＥＬ（関西再エネ A/ 中国再エネＡ / 四国再エネ A） 3
⑴　適用条件 3
⑵　供給電気方式、供給電圧および周波数 3
⑶　最大需要容量 3
⑷　電気料金 3
2.　超ＴＥＲＡＳＥＬ（関西再エネ B/ 中国再エネＢ / 四国再エネ C） 3
⑴　適用条件 3
⑵　供給電気方式、供給電圧および周波数 3
⑶　契約容量 4
⑷　電気料金 4
第５条　電源構成に係る注記 4
附　　則 5
別紙１　負荷設備の入力換算容量 6
別紙２　料金メニュー表 10
1.北海道エリア 10
2.東北エリア 10
3.東京エリア 11
4.中部エリア 11
5.北陸エリア 12
6.関西エリア 12
7.中国エリア 12
8.四国エリア 13
9.九州エリア 13

第 1 条　適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで一般配送電事業者の供給エリアへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。

第 2 条　定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. FIT 電源
   再生可能エネルギーの固定買取制度の認定を受けた発電設備をいいます。
2. 非化石証書
   非化石電源により発電された電気から、環境価値を分離し証書にしたものをいいます。
3. 卸電力取引所
   日本卸電力取引所が運営する電力の現物取引、先渡し取引などを仲介する市場をいいます。

第 3 条　料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第 3 条（電気需給約款の変更）を適用します。この場合、本約款第 3 条（電気需給約款の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

第 4 条　契約種別

1. 超ＴＥＲＡＳＥＬ（北海道再エネ B、東北再エネ B、東京再エネ B、中部再エネ B、北陸再エネ B、九州再エネ B）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ （新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は60ヘルツ）
中部、北陸、九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ （長野県の一部は50ヘルツ）

(3) 契約電流

契約電流は、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

(c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと 1 月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

2. 超ＴＥＲＡＳＥＬ（北海道再エネ B、東北再エネ B、東京再エネ B、中部再エネ B、北陸再エネ B、九州再エネ B）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ （新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は60ヘルツ）
中部、北陸、九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ （長野県の一部は50ヘルツ）

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別紙2（料金メニュー表）により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1,000

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 2（料金メニュー表）とおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

3. 超ＴＥＲＡＳＥＬ（関西再エネ A / 中国再エネＡ / 四国再エネ A)

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であるものに適用します。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

関西、中国、四国エリア	標準周波数 60 ヘルツ

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

2. 超ＴＥＲＡＳＥＬ（関西再エネ B / 中国再エネＢ / 四国再エネ B)

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト

または交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

関西、中国、四国エリア	標準周波数 60 ヘルツ

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別紙2（料金メニュー表）により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1,000

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 2（料金メニュー表）とおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

第 5 条　電源構成に係る注記

1. 超ＴＥＲＡＳＥＬ（北海道再エネ B、北海道再エネ C、東北再エネ B、東北再エネ C、東京再エネ B、東京再エネ C、中部再エネ B、中部再エネ C、北陸再エネ B、北陸再エネ C、関西再エネ A、関西再エネ B、中国再エネ A、中国再エネ B、四国再エネ A、四国再エネ B、九州再エネ B、九州再エネ C、）はお客さまの電気使用量の全量について、非化石証書などの環境価値を購入することで、実質的に再生可能エネルギー100%として供給します。

ただし、非化石証書は、市場取引等によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。非化石証書の購入実績は当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

2. 当社の電源構成は、FIT 電源、卸電力取引所、その他の電力で構成されています。当該電源の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

附　　則

この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2025 年 11 月 1 日より実施します。

約款改定・改訂履歴

2021 年　9 月 1 日制定
2023 年　4 月 1 日改定
2023 年　7 月 1 日改定
2024 年　4 月 1 日改定
2025 年 11 月 1 日改定

別紙 1　負荷設備の入力換算容量

1.照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

(1)　けい光灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット） ×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット） ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット） ×200パーセント	

(2) ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

(3) スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

(4) 水 銀 灯

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

2.誘導電動機

(1) 単相誘導電動機

a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	−	160	出力（ワット） ×133.0パーセント
45 以下	−	180	
65 以下	−	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

(2) 3相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力） × 93.3パーセント
出力（キロワット） × 125.0パーセント

3.レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格１次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過　30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過　50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過　100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過　200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量　0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過　1.5マイクロファラッド以下		2
	15マイクロファラッド超過　3マイクロファラッド以下		3

4.電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(1)日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます）の場合

入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

(2) (1)以外の場合

入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

5.その他

(1) 1.2.3.および4.によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

(2)動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

(3)予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別紙 2　料金メニュー表

1.北海道エリア

(1) 超ＴＥＲＡＳＥＬ　北海道再エネ B / 北海道再エネ C

区分		超 TERASEL 北海道再エネ B	超 TERASEL 北海道再エネ C
基本料金	契約電流　20A	836.00 円	
	契約電流　30A	1,254.00 円	
	契約電流　40A	1,672.00 円	
	契約電流　50A	2,090.00 円	
	契約電流　60A	2,508.00 円	
	契約容量 1kVA につき		418.00 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	37.19 円	37.19 円
	120kWh をこえ 280kWh まで	41.16 円	41.16 円
	280kWh 超過	43.85 円	43.85 円
最低月額料金		427.95 円	

2.東北エリア

(1) 超ＴＥＲＡＳＥＬ　東北再エネ B / 東北再エネ C

区分		超 TERASEL 東北再エネ B	超 TERASEL 東北再エネ C
基本料金	契約電流　20A	739.20 円	
	契約電流　30A	1,108.80 円	
	契約電流　40A	1,478.40 円	
	契約電流　50A	1,848.00 円	
	契約電流　60A	2,217.60 円	
	契約容量 1kVA につき		369.60 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	31.01 円	31.01 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	36.86 円	36.86 円
	300kWh 超過	38.53 円	38.53 円
最低月額料金		359.58 円	

3.東京エリア

(1) 超ＴＥＲＡＳＥＬ　東京再エネ B / 東京再エネ C

区分		超 TERASEL 東京再エネ B	超 TERASEL 東京再エネ C
基本料金	契約電流　20A	623.50 円	
	契約電流　30A	935.25 円	
	契約電流　40A	1,247.00 円	
	契約電流　50A	1,558.75 円	
	契約電流　60A	1,870.50 円	
	契約容量 1kVA につき		311.75 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	31.30 円	31.30 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	35.76 円	35.76 円
	300kWh 超過	37.14 円	37.14 円
最低月額料金		328.08 円	

4.中部エリア

(1) 超ＴＥＲＡＳＥＬ　中部再エネ B / 中部再エネ C

区分		超 TERASEL 中部再エネ B	超 TERASEL 中部再エネ C
基本料金	契約電流　20A	642.28 円	
	契約電流　30A	963.42 円	
	契約電流　40A	1,284.56 円	
	契約電流　50A	1,605.70 円	
	契約電流　60A	1,926.84 円	
	契約容量 1kVA につき		321.14 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	22.51 円	22.51 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	26.38 円	26.38 円
	300kWh 超過	27.85 円	27.85 円
最低月額料金		277.09 円	

5.北陸エリア

(1) 超ＴＥＲＡＳＥＬ　北陸再エネ B / 北陸再エネ C

区分		超 TERASEL 北陸再エネ B	超 TERASEL 北陸再エネ C
基本料金	契約電流　20A	605.00 円	
	契約電流　30A	907.50 円	
	契約電流　40A	1,210.00 円	
	契約電流　50A	1,512.50 円	
	契約電流　60A	1,815.00 円	
	契約容量 1kVA につき		302.50 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	32.16 円	32.16 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	35.40 円	35.40 円
	300kWh 超過	35.88 円	35.88 円
最低月額料金		302.50 円	

6.関西エリア

(1) 超ＴＥＲＡＳＥＬ　関西再エネ A / 関西再エネ B

区分		超 TERASEL 関西再エネ A	超 TERASEL 関西再エネ B
最低料金	最初の 15kWh まで一律	522.58 円	
基本料金	契約容量 1kVA につき		447.21 円
電力量料金 (1kWh につき)	15kWh をこえ 120kWh まで	21.71 円	17.68 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	25.91 円	20.76 円
	300kWh 超過	25.29 円	22.71 円

7.中国エリア

(1) 超ＴＥＲＡＳＥＬ　中国再エネ A / 中部再エネ B

区分		超 TERASEL 中国再エネ A	超 TERASEL 中国再エネ B
最低料金	最初の 15kWh まで一律	759.68 円	
基本料金	契約容量 1kVA につき		447.97 円
電力量料金 (1kWh につき)	15kWh をこえ 120kWh まで	34.25 円	31.40 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	39.73 円	36.53 円
	300kWh 超過	38.10 円	37.12 円

8.四国エリア

(1) 超ＴＥＲＡＳＥＬ　四国再エネ A / 四国再エネ B

区分		超 TERASEL 四国再エネ A	超 TERASEL 四国再エネ B
最低料金	最初の 11kWh まで一律	667.00 円	
基本料金	契約容量 1kVA につき		397.10 円
電力量料金 (1kWh につき)	11kWh をこえ 120kWh まで	32.16 円	27.40 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	37.58 円	32.63 円
	300kWh 超過	36.80 円	34.83 円

9.九州エリア

(1) 超ＴＥＲＡＳＥＬ　九州再エネ B / 九州再エネ C

区分		超 TERASEL 九州再エネ B	超 TERASEL 九州再エネ C
基本料金	契約電流　20A	632.48 円	
	契約電流　30A	948.72 円	
	契約電流　40A	1,264.96 円	
	契約電流　50A	1,581.20 円	
	契約電流　60A	1,897.44 円	
	契約容量 1kVA につき		316.24 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	19.69 円	19.69 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	24.46 円	24.46 円
	300kWh 超過	25.88 円	25.88 円
最低月額料金		335.34 円	